

令和7年度及び令和8年度

米子市及び米子市上下水道局特殊工事入札参加資格審査附属書類提出要領

特殊工事の指名競争入札に参加を希望する者は、次の事項に注意して、建設工事入札参加資格審査申請書に係る書類と併せて、特殊工事入札参加資格審査附属書類を作成し、提出すること。

1 特殊工事の種類

- (1) 土木一式工事－維持補修
- (2) 土木一式工事－プレストレスト・コンクリート
- (3) 土木一式工事－港湾
- (4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工
- (5) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工
- (6) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工
- (7) 鋼構造物工事－鋼橋
- (8) 舗装工事
- (9) 塗装工事－区画線工
- (10) 造園工事

2 提出書類

提出書類	備考
入札参加資格審査申請書類チェックシート（特殊工事）	※ 「作成者チェック欄」に✓を記入して提出すること。
特殊工事入札参加資格審査用附属書類（様式特－1）	
鋼構造物工事（鋼橋）に係る誓約書（様式特－2）	※ 鋼構造物工事（鋼橋）を希望する場合
土木一式工事（維持補修）に係る誓約書（様式特－3）	※ 土木一式工事（維持補修）を希望する場合
工事経歴書（様式第3号）	※ 特殊工事を希望する場合は、「4 希望工種（特殊工事）別提出書類一覧」に従って提出すること。 ※ 代表的なものを3件を限度として記載すること。 ※ 記載内容を確認することができる工事カルテの写し又は契約書等の写しを添付すること。
職員調書（様式特－4）	※ 技術者等の要件のある特殊工事を希望する場合 ※ 記載した職員が有する資格等を証する書面の写し及び雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写しを添付すること。
職員写真（様式特－5）	※ 技術者等の要件のある特殊工事を希望する場合
機械設備等調書（様式特－6）	※ 機械等の要件のある特殊工事を希望する場合 ※ 記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写しを添付すること。 ※ モルタル吹付機にあっては、申請日前1年以内に実施したボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第88条の規定に基づく定期自主検査の結果を記録した表の写しを添付すること。
機械設備等写真（様式特－7）	※ 機械等の要件のある特殊工事を希望する場合 ※ モルタル吹付機にあっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第44条第4項の規定に基づく刻印番号（以下「刻印番号」という。）を写した写真を貼付すること。刻印番号が判別できない場合は、機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）第1条第1項第2号の第二種压力容器明細書の写しを添付すること。
実務経験証明書（様式特－8）	※ 土木一式工事（港湾）を希望する場合 ※ 記載した内容を確認することができる書類（工事カルテ等）を添付すること。

3 申請要件

- (1) 土木一式工事－維持補修

- ① 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間に、土木一式工事（一般）に係る工事实績があること。
- ② 市の区域（上下水道局に係る建設工事にあつては、境港市及び西伯郡日吉津村の区域を含む。以下同じ。）内に本店を有していること。
- ③ 1級土木施工管理技士を常に備えていること。

(2) 土木一式工事－プレストレスト・コンクリート

- ① 審査基準日前5年間又は審査基準日から申請日までの間に、土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）に係る工事实績があること。
- ② 審査基準日前5年間及び審査基準日から申請日までの間に①の工事实績がない市の区域内に本店を有する建設業者（以下「市内業者等」という。）であつて、次の技術者を市の区域内の営業所に常に備えていること。

- ア 1級土木施工管理技士
- イ コンクリート橋架設等作業主任者
- ウ クレーン・デリック運転士
- エ プレストレストコンクリート技士
- オ コンクリート技士又はコンクリート主任技士
- カ コンクリート診断士

(3) 土木一式工事－港湾

- ① 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間に、土木一式工事（港湾）に係る工事实績があること。
- ② 次の技術者を常に備えていること。
 - ア 土木一式工事（港湾）に係る工事の監督業務に従事した期間が5年以上ある専任技術者
 - イ 土木一式工事（港湾）に係る工事の監督業務に従事した期間が2年以上ある補助技術者
- ③ 次の表に掲げる船舶を備えていること。この場合において、起重機船及びグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶を備えている場合は、その1隻で起重機船及びグラブしゅんせつ船のいずれをも備えているものとみなす。

区分	船舶		乗組員		
	種別	規格能力	二級小型船舶操縦士	運転士	その他の船員
1	えい船	100馬力以上	2	—	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25トン吊以上	—	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	—	1	3

- ④ 土木一式工事（港湾）に係る工事において、③の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員としての業務に従事した期間が2年以上ある者を、当該船舶1隻につき同表の乗組員の欄に定める人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船及びグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互の船舶の乗組員を兼ねることができる。

(4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工

- ① 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間に、とび・土工・コンクリート工事（法面処理）に係る工事实績があること。
- ② 次に掲げる機械のいずれかを備えていること。
 - ア 種子吹付機
 - イ モルタル吹付機（刻印番号があり、ボイラー及び圧力容器安全規則第88条の規定に基づく定期自

主検査を受けているものに限る。以下同じ。)

(5) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工

- ① 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間に、とび・土工・コンクリート工事（法面処理）に係る工事实績があること。
- ② 次に掲げる機械等を備えていること。
 - ア モルタル吹付機
 - イ 計量器
 - ウ ホッパー

(6) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工

- ① 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間に、とび・土工・コンクリート工事（法面処理）に係る工事实績があること。
- ② 次に掲げる機械等を備えていること。
 - ア ロータリーパーカッション掘削機又はドリフタ及びガイドセル
 - イ グラウトミキサ
 - ウ グラウトポンプ

(7) 鋼構造物工事－鋼橋

- ① 審査基準日前5年間又は審査基準日から申請日までの間に、鋼構造物工事（鋼橋）に係る工事实績があり、かつ、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
 - イ 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
 - ウ 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。
- ② 審査基準日前5年間及び審査基準日から申請日までの間に①の工事实績がない市内業者等であって、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 次の機械を備えた工場を有すること。
 - (ア) 天井走行クレーン（吊り下げ重量7トン以上）
 - (イ) 手動ガス切断機（J I S B 6 8 0 2 に適合しているもの）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のもの）
 - (ウ) 自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のもの）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のもの）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のもの）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のもの）
 - (エ) ラジアルボール盤（穴開け能力が50ミリメートル以上のもの）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40ミリメートル以上のもの）
 - (オ) 空気圧縮機（5馬力（3.75キロワット）以上のもの）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10トン以上のもの）及び油圧プレス（加圧能力200トン以上のもの）
 - イ 次に掲げる計測機器を備えていること。
 - (ア) 超音波探傷器
 - (イ) 携帯式工業エックス線装置
 - (ウ) 塗膜厚測定器
 - ウ 次の技術者を常に備えていること。
 - (ア) 1級土木施工管理技士
 - (イ) 鋼橋架設等作業主任者
 - (ウ) 移動式クレーン運転士
 - (エ) エックス線作業主任者

(オ) 溶接管理技術者又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者

(カ) J I S Z 2 3 0 5 非破壊試験技術者資格試験に合格した者

(8) 舗装工事

① 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間に、舗装工事に係る工事实績があること。

② 次の技術者を市の区域内の営業所に常に備えていること。(アとイとの兼務可)

ア 品質管理責任者(1級又は2級の舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者)

イ 舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置することができる者

③ 次の作業員を市の区域内の営業所に常に備えていること。

ア アスファルトフィニッシャー運転手

イ マカダムローラー運転手

ウ タイヤローラー運転手

④ 次の表に掲げる機械を市の区域内の営業所に備えていること。

機械名	能力等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車両の重量が8トン以上のもの

⑤ 市の区域外に本店を有する者にあつては、市の区域内にアスファルトプラントを保有し、又は市の区域内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

(9) 塗装工事—区画線工

① 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間に、塗装工事(区画線工)に係る工事实績があること。

② 路面標示施工技能士を常に備えていること。

③ 次に掲げる機械及び設備を備えていること。

ア ラインマーカー車

イ 溶解槽

ウ 施工機(施工幅15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工を行うことができるもの)

(10) 造園工事

① 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間に、造園工事に係る工事实績があること。

② 1級又は2級の造園技能士を常に備えていること。

4 希望工種(特殊工事)別提出書類一覧

希望工種 (特殊工事)	様 式								
	特-1 附属書類	特-2 誓約書	特-3 誓約書	第3号 工事経歴	特-4 職員調査	特-5 職員写真	特-6 機械調査	特-7 機械写真	特-8 実務経験
土木一式工事—維持補修	○	—	○	△※1	○	○	—	—	—
土木一式工事—プレストレスト・コンクリート	○	—	—	△※2	△※3	△※3	—	—	—
土木一式工事—港湾	○	—	—	○※4	○	○	○	○	○

とび・土工・コンクリート工事－法面処理－ 法面植生工	○	－	－	△※5	－	－	○	○	－
とび・土工・コンクリート工事－法面処理－ 法面保護工	○	－	－	△※5	－	－	○	○	－
とび・土工・コンクリート工事－法面処理－ アンカー工	○	－	－	△※5	－	－	○	○	－
鋼構造物工事－鋼橋	○	○	－	○※6	△※7	△※7	△※7	△※7	－
舗装工事	○	－	－	△※8	○	○	○	○	－
塗装工事－区画線工	○	－	－	○※9	○	○	○	○	－
造園工事	○	－	－	△※8	○	○	－	－	－

注) ○：必要な書類、△：該当者のみ必要な書類

- ※1 完成工事高に2年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に土木一式工事（一般）の工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合又は完成工事高に3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に土木一式工事（一般）の工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合に提出すること。
- ※2 審査基準日前5年間又は審査基準日から申請日までの間の土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）の工事実績を記載すること。
- ※3 審査基準日前5年間及び審査基準日から申請日までの間に土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）の工事実績がない市内業者等の場合に必要
- ※4 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間の土木一式工事（港湾）の工事実績を記載すること。
- ※5 完成工事高に2年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間にとび・土工・コンクリート工事（法面処理）の工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合又は完成工事高に3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間にとび・土工・コンクリート工事（法面処理）の工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合に提出すること。
- ※6 審査基準日前5年間又は審査基準日から申請日までの間の鋼構造物工事（鋼橋）の工事実績を記載すること。
- ※7 審査基準日前5年間及び審査基準日から申請日までの間に鋼構造物工事（鋼橋）の工事実績がない市内業者等の場合に必要
- ※8 完成工事高に2年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に希望工種の工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合又は完成工事高に3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に希望工種の工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合に提出すること。
- ※9 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までの間の塗装工事（区画線工）の工事実績を記載すること。

5 注意事項

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書及び特殊工事入札参加資格審査附属書類は、別々にとじること。
- (2) フラットファイルにとじて提出する場合は、金属製金具を使用しないこと。ホチキス又はひもでとじてもよい。
- (3) 各様式の押印（使用印鑑届（様式第7号）の使用印欄への押印を除く。）については、申請者等が個人事業主であって、当該申請者等が氏名を自署する場合は、その押印を省略することができる。